

34 感染症法に基づく医師の届出における業務支援の取り組み

○高橋 茜、氏家 綾子、吉田 勝一、
高橋 佳久、横澤 郁代、金子 心学
前橋赤十字病院 臨床検査科部

【はじめに】

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（感染症法）には、医師による届出の義務が定められている。医師は当該感染症を診断した際、期間内に保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。細菌検査室では以前より、届出漏れと遅延防止のために、医師への届出依頼を行ってきた。しかし保健所より2013年、2014年に数件の届出遅延の指摘を受け、届出業務支援の改善に取り組んだため、その導入効果を報告する。

【運用方法】

2013年12月までは、培養結果や臨床からの問合せ、細菌検査室で知りえた情報より届出すべきと考えられる事例の際、医師への届出依頼と、全ての届出業務を担当する医事課への連絡を、細菌検査技師が行っていた。

2014年1月より、届出確認表を導入した。記載項目は、連絡日、医師名、届出の種類、疾患名、検査材料名、検体番号、患者ID、患者氏名、届出済確認とした。医事課よりすべての届出票の複写を受け取り、届出確認表の記録と保管を行った。

さらに、急性脳炎のコンサルトを受けた感染症内科医より未届けの指摘を受けたことから、2015年1月より、急性脳炎に関連するウイルス検査（外注）の結果確認を追加した。外注担当者より検査結果の複写を受け取り、確認と保管を行った。当該科医師とは届出基準の再確認を行った。

【導入効果】

届出確認表の記載により、細菌検査室内での情報共有を確実にし、速やかな届出確認および必要時の再連絡が行えた。また、すべての届出票を医事課より受け取ることで、細菌検査室で未覚知であった事例についても把握し、記録できた。急性脳炎については、検査結果の確認により、届出の徹底を図ることができた。

【まとめ】

感染症の発生予防とまん延防止のため、医師による届出は重要な責務であり、罰則も定められている。一方で、届出が必要な感染症の種類や条件は多岐にわたるため、届出は煩雑な業務でもある。逐一の届出依頼や事後確認、および更新事項の周知など、感染症に関わりの深い細菌検査室の寄与は大きいと考える。

2014年4月より感染症内科医が着任し、以前より患者の臨床所見にふれる機会が増えている。それでも細菌検査室で把握できる事例には限界があり、医事課や医師の協力は不可欠と考える。今後も関連部署の協力を仰ぎ、届出すべき感染症の把握と速やかな届出確認に努め、さらなる業務支援の改善を重ねたい。

連絡先 027-224-4585（内線 3211）